



2022年7月22日

各 位

会 社 名 T O N E 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 野 大 司 郎
(コード番号：5967 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執 行 役 員 井 上 昌 良
管 理 部 長
(TEL 06 - 6649 - 5967)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年7月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年8月26日開催予定の第87回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 本店の所在地を当社最大拠点である河内長野工場に移転・統合することにより、部門間のコミュニケーション向上による組織強化、業務効率化およびコスト削減を図るとともに、開発・製造・営業企画・品質保証・管理の各部門と経営の一体化により、より一層、綿密かつ迅速な経営判断を実施し、生産性向上を図るため、現行定款第3条に定める本店の所在地を大阪市から大阪府河内長野市に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2022年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則第2条で規定するものであります。また、本附則第2条は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除するものといたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除される規定の効力に関する附則第3条を設けるものであります。なお、本附則第3条は期日経過後にこれを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を <u>大阪市</u> に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を <u>大阪府河内市長野市</u> に置く。
<u>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等のないようである情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)	附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(本店の所在地変更に関する経過措置)</u> 第 2 条 定款第 3 条 (本店の所在地) の変更は、 <u>2 0 2 2 年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則第 2 条は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>
(新設)	<u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第 3 条 変更前定款第 1 5 条 (参考書類等のインターネット開示とみなし提案) の削除および変更後定款第 1 5 条 (電子提供措置等) の新設は、 <u>会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 7 0 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2 0 2 2 年 9 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から効力を生じるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 1 5 条 (参考書類等のインターネット開示とみなし提案) はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則第 3 条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 2022年8月26日
(2) 定款変更の効力発生日 2022年8月26日

以上